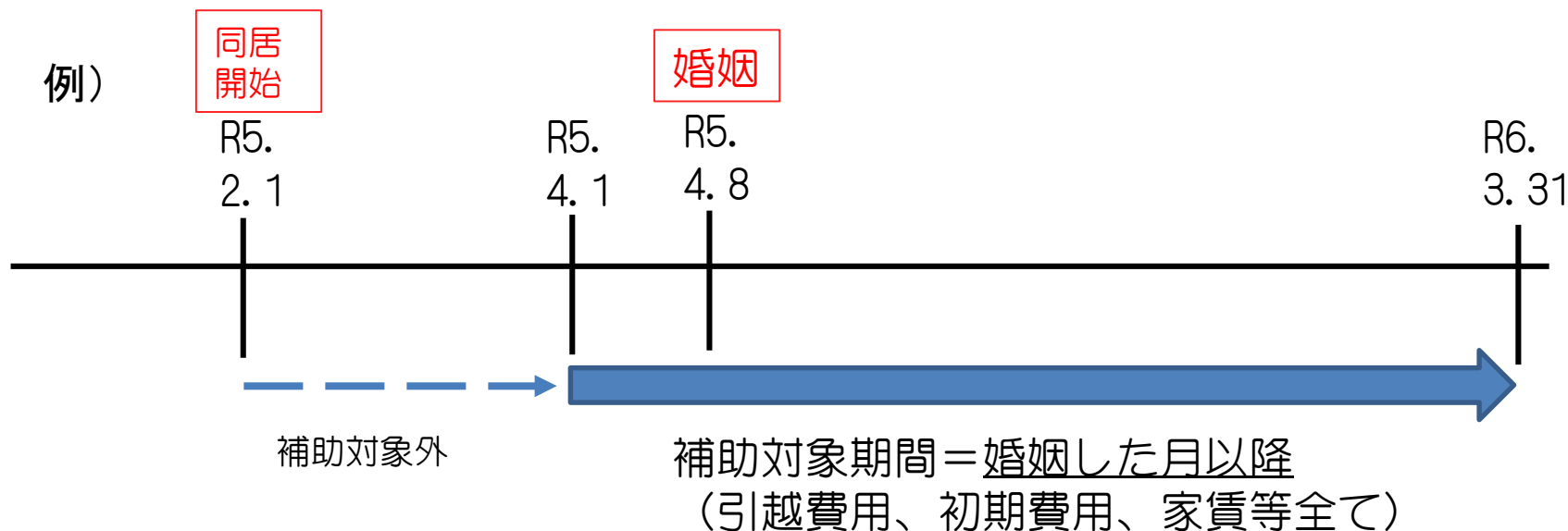


結婚新生活支援事業 補助対象期間について



- R5. 4. 1～R6. 3. 31の期間の中で
- 婚姻をした月以降に支払った費用が対象
- かつ、同居している期間
- つまり、婚姻前に支払った費用は対象外となる（同じ物件でも）

様式第1号(第6条関係)

秩父市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

令和 5 年 12 月 1 日

秩父市長 様

申請者 住 所 埼玉県秩父市熊木町 8 番 15 号
氏 名 山田 太郎
電話番号 090-1111-1111

秩父市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、秩父市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 新婚世帯について

						注) 婚姻時の年齢	添付書類 番号	✓
婚姻年月日		令和 5 年 4 月 1 日					①	
申請者	(フリガナ) 氏名	ヤマダ タロウ 山田 太郎	生年 月日	昭・平 7 年 2 月 1 日	年齢 (婚姻時)	28 歳	②	
	※該当する項目に✓を記入して下さい。	勤務先からの住宅手当の支給について ☐ 有 ☒ 無					⑨ ⑭	
配偶者	(フリガナ) 氏名	ヤマダ ハナコ 山田 花子	生年 月日	昭・平 8 年 5 月 3 日	年齢 (婚姻時)	26 歳	②	
	※該当する項目に✓を記入して下さい。	勤務先からの住宅手当の支給について ☒ 有 ☐ 無					住宅手当がある場合(様式2にも金額を記入)	
所得額		申請 1,700,000 円 配偶者 1,200,00 円 合計 2,900,000 円					③	
控除額(貸与型奨学金を返済した場合)		申請者 円 配偶者 円 合計 円					④	

2 同意及び確認事項 (✓を記入、(4)は該当する場合のみ。)

所得証明書の「合計所得金額」を記入	
(1) ☒ 私は、本補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市長が公簿等で確認することに同意します。	
(2) ☒ 私は、秩父市暴力団排除条例(平成24年秩父市条例第34号)第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。	
(3) ☒ 私は、過去にこの制度に基づく補助金(他自治体の同様の趣旨の補助金を含む)の交付を受けていません。	
(4) ☒ 私は、他の公的制度による住宅取得・住宅リフォーム費用の補助を受けていません。	
(5) ☒ 私は、他の公的制度による家賃補助及び引越費用の補助を受けていません。	
(6) ☒ 私は、市が指定する結婚、妊娠・出産、子育て等に関する取組に参加します。	
(7) ☒ 私は、申請内容に虚偽等があった場合は、補助金を返還します。	
署名欄	
申請者	山田 太郎
配偶者	山田 花子

3 補助申請額について

			添付書類 番号	✓
住居費 (購入・新築の場合)	契約締結年月日	令和 年 月 日	⑤ 又は	
	支払済金額 (A)	円	⑥	
住居費 (賃貸の場合)	契約期間の始期	令和 5 年 5 月 1 日	⑦	
	支払期間 ※婚姻を機に同居を始めた月を開始とする。また、令和5年4月分の賃料を令和5年3月中に支払っていても対象外となる。	令和 5 年 6 月分から 令和 5 年 12 月分まで		
	家賃 50,000 円 + 共益費 5,000 円 = (B)	月額 55,000 円		
	住居手当 (C)	月額 20,000 円	⑨	
	公的家賃補助 (D)	月額 円	⑬	
	実質家賃負担額 (E) = {(B) - (C) - (D)} × 支払済月数	月額 35,000 円 × 7 か月 = 245,000 円	⑩	—
	その他住居費 (F) (敷金、礼金、仲介手数料、日割家賃、日割共益費)	敷金 55,000 円	⑩	
		礼金 円		
		仲介手数料 55,000 円		
		日割家賃 (5 月分) 24,193 円		
日割共益費 (5 月分) 2,419 円				
小計 (F) 136,612 円	—	—		
リフォーム費用	契約締結年月日	令和 年 月 日	⑧	
	支払済金額 (G)	円	⑪	
引越費用	引越を行った日	令和 4 年 5 月 15 日	⑫	
	費用 (H)	250,000 円		
	公的引越補助 (I)	円	⑬	
	実質引越負担額 (J) = (H) - (I)	250,000 円	—	—
合計 (G)	(A) + (E) + (F) + (G) + (J)	※記入必須 631,612 円	—	—
補助申請額 *		※記入必須 600,000 円	—	—

* 補助申請額は、次の上限の範囲内で金額を記載してください。(1,000 円未満切り捨て)
夫婦共に 29 歳以下の場合 60 万円を上限、夫婦共に 39 歳以下で左記以外の場合 30 万円を上限。

(添付書類)

- ① 婚姻を証明する書類 (婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書)
- ② 夫婦の住民票の写し (個人番号の記載がないもの)
- ③ 夫婦の合計所得がわかる書類及び市税等の滞納がないことを証明する書類
- ④ 貸与型奨学金の返済額がわかる書類 (当該奨学金の貸与を受けている場合)
- ⑤ 対象となる住宅の売買契約書の写し (住宅を購入した場合)
- ⑥ 対象となる住宅の請負契約書の写し (住宅を新築した場合)
- ⑦ 対象となる住宅の賃貸借契約書の写し (住宅を賃借している場合)
- ⑧ リフォームの契約書の写し
- ⑨ 住宅手当支給証明書 (様式第 2 号) (住宅を賃借している場合)
- ⑩ 住宅の取得費並びに賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料を支払ったことを証する書類
- ⑪ リフォーム費用を支払ったことを証する書類
- ⑫ 引越しに係る領収書の写し (引越費用に係る補助金の交付を申請する場合)
- ⑬ 公的制度に基づく家賃補助や引越補助の金額がわかる書類

上限額 60 万 (夫婦ともに 29 歳以下) ※千円未満切捨て